

平成23年さぬき市議会第4回定例会議案

平成23年12月16日提出

市長提出議案

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成23年12月16日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

住 所 さぬき市寒川町神前1917番地4

氏 名 寅丸絹江

生年月日 昭和20年3月25日生（満66歳）

委員会提出議案第5号

さぬき市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項により準用する同法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成23年12月16日

提出者 議会運営委員長 多田泰宏

さぬき市議会委員会条例の一部を改正する条例

さぬき市議会委員会条例（平成14年さぬき市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「水道局」を「上下水道部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前のさぬき市議会委員会条例の規定による建設経済常任委員会（以下「旧建設経済常任委員会」という。）の委員である者は、この条例による改正後のさぬき市議会委員会条例の規定による建設経済常任委員会（以下「新建設経済常任委員会」という。）の委員となるものとし、新建設経済常任委員会の委員の任期は、旧建設経済常任委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧建設経済常任委員会の委員長及び副委員長である者は、新建設経済常任委員会の委員長及び副委員長となる。

4 この条例の施行の際現に旧建設経済常任委員会において継続審査又は調査中の事件は、新建設経済常任委員会に付託されたものとみなす。

さぬき市議会委員会条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設経済常任委員会 7人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>上下水道部</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条～第31条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建設経済常任委員会 7人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>水道局</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条～第31条 (略)</p>

委員会提出議案第6号

さぬき市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項により準用する同法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成23年12月16日

提出者 議会運営委員長 多田泰宏

さぬき市議会会議規則の一部を改正する規則

さぬき市議会会議規則（平成14年さぬき市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「すべて」を「全て」に改める。

第37条第1項中「第134条」を「第135条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さぬき市議会会議規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第6条 (略) (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、<u>第135条</u>に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑あるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第38条～第49条 (略) (発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第51条 (略) (発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は、<u>通告した者が全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第53条・第54条 (略) (発言内容の制限)</p> <p>第55条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第56条～第76条 (略) (表決の順序)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第78条～第106条 (略) (発言の許可)</p> <p>第107条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>	<p>第1条～第6条 (略) (会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、<u>第134条</u>に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑あるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第38条～第49条 (略) (発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第51条 (略) (発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 発言の通告をしない者は、<u>通告した者がすべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第53条・第54条 (略) (発言内容の制限)</p> <p>第55条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第56条～第76条 (略) (表決の順序)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第78条～第106条 (略) (発言の許可)</p> <p>第107条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p>

さぬき市議会会議規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第108条 (略) (発言内容の制限)</p> <p>第109条 発言は<u>全て</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第110条～第130条 (略) (表決の順序)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第132条～第152条 (略) (議長の秩序保持権)</p> <p>第153条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。</p> <p>第154条～第161条 (略)</p>	<p>第108条 (略) (発言内容の制限)</p> <p>第109条 発言は<u>すべて</u>、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第110条～第130条 (略) (表決の順序)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決を採る。</p> <p>第132条～第152条 (略) (議長の秩序保持権)</p> <p>第153条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。</p> <p>第154条～第161条 (略)</p>